

行為遂行的発言の特殊性

安本 英奈

序

行為遂行的発言(Performative Utterance)という概念を批判した立場の代表的なものはバックとハ・ニッシュの研究である。彼らは、行為遂行的発言を何ら特殊な発言形式ではなく、その他の発言と同様、陳述としての性格を有するとした。しかし、行為遂行的発言を陳述とする考え方は、サルが指摘するように、行為遂行的発言を単なる意味論的事実と考え、それが意味論的次元では収まりきれない、興味深い特性を持つ発言であることを見落としている。

この論考では、まず初めに、オ・スティンとバックとハ・ニッシュの考えの違いを説明する。次に、バックとハ・ニッシュの陳述的立場の理論を参照し、その理論への反論である、サル¹の行為遂行的発言の研究を吟味し、行為遂行的発言がいかなる点で陳述ではありえないのかを明確にする。

1. 行為遂行的発言は陳述か

行為遂行的発言という概念の曖昧さを指摘する論者は⁽¹⁾、行為遂行的発言をその他の発言と変わらず陳述として特徴づけている。しかし、この立場の論者達は、言語が行為になるという問題を、言語の持つ力とは無関係に捉えている。言語行為論の立場から考えると、真か偽かであることは行為遂行的発言の本質を捉えているわけではない。自己言及性によって発言が真か偽かであること、それは発言の命題的内容(Propositional Content)⁽²⁾にしかあてはまらず、行為遂行的動詞の持つ効果は適切(Felicity)、不適切(Infelicity)である。「私は...を陳述する。」という発言でさえも、行為遂行的であるとしたオ・スティンの議論を見れば分かるように、陳述する行為は真か偽かだけではありえない。陳述も陳述する「行為」なのだ。

もちろん、バックとハ・ニッシュは行為としての側面を否定していない。オ・スティンとは異なる方法で行為としての発言を認めている。バックとハ・ニッシュは、オ・スティンの行為遂行的発言の理論における否定的側面を受け入れることができないのだ。バックとハ・ニッシュの議論は、オ・スティンが初めに行った行為遂行的と事実確認的

(Constative)⁽³⁾の区別をめぐって行われている。バックとハ - ニッシュは、行為遂行的発言は行為であって事実確認的側面を有しないという点、つまり、なぜ行為遂行的発言が真、偽であってはいけないのか、という点に疑問を投げかけている。より詳しく説明すると、バックとハ - ニッシュのように行為遂行的発言を真、偽であるとする考え方は、言語行為論でいうところの命題的内容にのみ真、偽を認めるということではなく、真、偽であることが特殊な発言とされる行為遂行的発言にさえもあてはまるということを指摘しているのである。

このような意味で発言が真、偽であるという考えはもはや後期のオ - スティンにはありえない⁽⁴⁾。オ - スティンはある種の発言が行為遂行的で、ある種の発言は事実確認的であるとする初めの洞察を放棄し、言うことは必ず行為であるとする考えへと移行した。事実確認的発言はもはや行為遂行的発言に対立するものでも、排除されるものでもなく、包含されるものとなったのである。

陳述的立場の論者は、陳述の方が行為遂行的発言を包含するより一般的な発言形式と捉えているため、行為遂行的発言に事実確認的発言が包含されるとするオ - スティンの考えとは対立する。以上の事柄を踏まえた上で、陳述としての行為遂行的発言を主張する議論を見ていきたい。

2. バックとハ - ニッシュの考察

バックとハ - ニッシュは以下のようなことを主張している。

行為遂行的発言において使用される動詞、「命令する」や「警告する」等は他の文章構成の内で使用される場合でも同じ意味を持つ。しかし、意味は使用であるという考えを強固に推し進めない場合にのみこの考え方は有効である。

また、発語内的力と陳述の区別が可能な発言の例として、「行け、これは命令だ」、「私は行く。これは約束である」等を挙げている。この論点は行為遂行的動詞の意味に依存するものとして行為遂行的発言を捉えているオ - スティンへの反論になるものである。前者の例では命令をすると同時に陳述も行い、後者の例でも約束すると同時に陳述も行っている。

もう一つ重要な指摘は、陳述文は発話者と関わりをもたないことである。例えば、「あなたが出て行くことを命令する」という発言が陳述であると仮定した場合、その発言はその字義の意味だけで理解することができ、発話者自身の振る舞い等に言及する必要はない。つまり、その発話を別の形式で表現すると、「この文を発言することによって、私はあなたが出て行くことを命令している」という風に言い換えることがで

きるのである。ここでは、発言だけが、命令であることを立証する唯一の証拠とされるのである。つまり、陳述が行為遂行的発言になる場合、「ここにおいて(Hereby)」という自己言及的言葉を付け加えることで可能になり、実際の発話者の行為に照らし合わせて判断する必要はないのである。

以上の考えを発展させると、発話と行為の分離が可能になり、行為遂行的発言が成功したかどうかは、聞き手の理解に頼ることになる。すなわち、聞き手の判断のみによってその行為が何であるかが同定されるのである。

以上の議論の流れから見ていくと、行為遂行的発言は間接的言語行為(Indirect Speech Acts)になり、聞き手は以下のように判断することになる。

1. 彼は「ここから出て行くことを命令する(I order you to leave)」と言っている。
2. 彼は私に出て行くことを陳述している。
3. もし、彼の陳述が正しいなら、彼は私に出て行くことを命令しているに違いない。
4. もし、彼が私に出て行くことを命令しているのならば、彼の発言が命令を構成しているに違いない(他に何かあるというのだ!)。
5. 推測するに、彼は本当の事を言っている。
6. ゆえに、彼が私に、出て行くことを命令すると陳述しているということは私に出て行くことを命令しているということなのだ⁽⁵⁾。

バックとハ - ニッシュは、陳述的観点から、行為遂行的発言を間接的言語行為になるものとして特徴づけた。このことはすなわち、陳述の真、偽の判断が聞き手によって行われることで発言内容が真であることが理解されることを意味する。そして、発言内容に対応した反応を聞き手が示した場合に、行為遂行的発言が成功したとする考え方である。つまり、行為遂行的動詞の意味、すなわち、発語内的力によって行為が遂行されるのではなく、発話者と聞き手との間の発言の共通理解によって行為遂行的発言が行われるということなのである。

3. サールの行為遂行的発言の分析

サ - ルは以上のようなバックとハ - ニッシュの考察を念頭におきつつ、行為遂行的発言の特殊性を擁護することを試みている。サ - ルによると、なぜ陳述が命令であったり、警告であったりすることができるのか、すなわち、言語がなぜ力をもちうるのかという点が行行為遂行的発言において最も重要な問題なのである。この点にバックとハ - ニッシュは触

れていないとサ - ルは言う。当然のごとく、行為遂行的動詞が行為遂行的発言を規定するものとしてサ - ルが捉えていることは容易に理解できよう。

サ - ルは行為遂行的発言の条件を以下のように列挙している。

1 . 行為遂行的発言は文に含まれる動詞（他の行為遂行的表現）によって特定される

行為の遂行である。

2 . 行為遂行的発言は発話者が遂行される行為の種類に関して嘘をついたり、不誠実であったり、誤ったりしていることがないために自己保証的(Self-Guaranteeing)⁽⁶⁾である。（発話者が言語行為の命題的内容に関して嘘をついたり、不誠実であったり、間違っていたり、特定の条件の不足によって行為を遂行することはできなかったとしても。）

3 . 行為遂行的発言は、1 と 2 の特徴を、発言された文の字義的な意味によって生じさせる。

4 . 行為遂行的発言は「ここにおいて(Hereby)」という言葉を使う。例えば「私はここにおいてあなたに会いに行くことを約束する」という発言のように。

5 . 動詞は行為遂行的と非行為遂行的の意味との両方に使われるような曖昧さを有しない。たとえ動詞が行為遂行的と非行為遂行的の両方に字義的に使われるとしても。

6 . 行為遂行的発言は間接的言語行為ではない。例えば、「塩をまわしてくれませんか」という発言が聞き手に塩をまわしてもらおうという要求の間接的言語行為であるように。

7 . 行為遂行的発言は字義の意味に関しては真理値を持つ陳述である。

8 . 行為遂行的文は特殊な英語の時制を使う。いわゆる、「劇的現在(Dramatic Present)」である⁽⁷⁾。

以上のように、サ - ルは行為遂行的発言が満たすべき条件を挙げている。これらの項目の中には、陳述を行為遂行的発言とする考え方に對抗する要素が多く発見される。主な論点としては、行為遂行的動詞によって行為が規定されるということ、字義の意味の問題、そして行為遂行的発言が間接的言語行為にはならないということなどが挙げられる。サ - ルによると、上記の1 から 8 の条件を全て満たすことが、行為遂行的発言を捉える上で必ず考慮にいれなければいけないものである。サ - ルは可能なかぎりこれらの条件を満たすことを目指し、考察を進めている。それを、以下に見ていきたい。

4．陳述は行為遂行的発言か

サ - ルは、陳述が行為遂行的であるというためには、直説法の文の字義的意味が、まじめな字義的発言を行った際、いかなる仕方で、動詞の意味が特定する行為の遂行に關与するのかを明確にできなければならないという。

陳述と行為遂行的発言の特徴、及び両者の関係は以下のように示すことができる。

- 1．陳述とは表現された命題的内容の真理へ意図的に關与したものである。
- 2．行為遂行的発言は自己言及的である。
- 3．発語内行為の本質的な構成的特徴はその行為を遂行する意図である。例えば、発言が約束として意図されていることは約束の持つ構成的特徴であるように⁽⁸⁾。

行為遂行的発言を陳述とするためには1と2の特徴を統合し、3の事柄を保證することを目指さなければならない。陳述的立場が可能かどうかを明らかにするため、サ - ルは以下の手順で検証している。

第一段階：「私は来週、あなたに会いに行くことを約束する」という発言が行われたとする。この発言はそれだけでは陳述である。そして、陳述は命題の真理に關与している。このことは発話者も、来週聞き手と会うという命題の真理に關与していることを意味する。

しかし、一般的には、陳述を行うことは、それが正しいということも、発話者がそれを正しいと意図していることも保證しない。なぜなら、陳述が発話者を命題の真理に關与させるとしても、彼は嘘をついていたり、間違っていたりすることもありうるからだ。このように、発言が約束の陳述だとしても、そのことからそれが本当に約束であることを導出することはできない。

第二段階：陳述は自己言及的である。(中略)しかし、このことは約束をする、もしくは約束を意図することの保證にはならない。「今フランス語で発言している」ということは、それが真実であるということを保證する自己言及的陳述が行われていることにはならない。

第三段階：文の発言において、発話者は自分の発言が約束であるとする自己言及的な真理要求(truth claim)を行っている。(中略)そして、その真理とはその発言が約束であ

るということに存する。しかし、それが約束であるということは何に存しているのだろうか。もし、その他の条件を全て満たしていたとしたら、それが約束であるということはそれが約束を意図していたということに存している。(中略)最終的な問題は、他の特徴は約束を意図していたということをどのようにして保証するかにある。

第四段階：発言が約束である場合の主な特徴はそれが約束として意図されているということにある。しかし、もし発言が自己言及的であり、意図された真理条件はそれが約束であることであり、そして、もし実際に満たされる真理条件の主な構成要素は約束であることの意図ならば、発言が約束であるという自己言及的な陳述を行う意図は、それが約束という意図の存在を保証するのに十分である。ゆえに、発言が約束であるという自己言及的な陳述を行う意図は、発言が約束であることを保証する上で十分となる。このことはなぜ可能になるのか。

第五段階：発言を約束として分類しようとする意図は、約束としての意図を保証するのに十分である。なぜなら、約束として分類しようとする意図は発話者の関与を伴うからだ。主張における関与は命題が真ということである。しかし、真理への関与は意図的に行使され、発言を約束とする意図を伴う。しかし、その意図は適切な条件のもとでは約束であることを保証するのに十分である⁽⁹⁾。

以上、サ - ルによる段階的考察の結果、「ここにおいて(Hereby)」という言葉の使用によって自己言及性が可能になり、行為遂行的発言となる可能性が見え隠れしている。サ - ルによると、陳述であることによって行為遂行的発言が可能になることを示したければ、自己言及的な陳述の特徴が、行為遂行的動詞によって規定された行為の遂行を構成するために十分なものなのかどうか考えなければならない。すなわちサ - ルの例文によると、「ジョンは自分の発言が P という約束であることを、自己言及的に陳述した」という陳述が、必然的に「ジョンは P という約束をした。」ということになるのを示さなければならないのである。しかし、自己言及性だけでこのことが可能になるということは難しい。サ - ルは、自己言及性だけでは十分ではないという結論に達する。なぜなら、自己言及的に自分の発言は約束であることを説明したとしても、発言が約束することを本当に意図して行われたということの保証にはならないからだ。つまり、サ - ルによると、陳述を行為遂行的とする考え方の決定的誤りは、意図を持っていることへの関与と、実際本当に意図を持っていることの違いを見落としている点にある。自己言及性だけでは本当の意図を持っていることにはならない。

さらに言えることは、陳述は言葉から世界への適合(Word to World Direction of Fit)を可能

にするが、世界から言葉への適合を可能にしない。これでは命題的内容を真にしたことにはならず、行為遂行的発言を陳述とする議論は成り立たない。

しかし、これはバックとハ - ニッシュへの反論になっているのだろうか、彼らは行為遂行的発言が陳述であることを言っており、陳述が行為遂行的発言であるとは言っていない。自己言及性によって命題的内容が真になるかどうかという点の批判は当たっている。だが、「私はここにおいて命令する」という発言がなぜ陳述ではないのか、の説明にはなっていない。しかし、このことはサルにとってすでに自明のことなのであろう。このような発言は行為遂行的動詞によって規定され、命題的内容のみが陳述であって、動詞によって遂行される行為、すなわち力が、行為遂行的発言を遂行する上で核となるものなのである。サルは、行為遂行的発言を陳述によってその特徴を定義することの難しさを示すことで、陳述と行為遂行的発言を同一視することに抵抗している。

5 . 宣言としての行為遂行的発言

サルは行為遂行的発言が陳述か行為かどうかではなく、何が行為遂行的発言なのかという問題の究明へと進んでいる。すなわち、サルによると、宣言が行為遂行的発言の条件を全て満たす発言といえるものなのである。

宣言文の例としては次のようなものが挙げられる。「会議は中止だ」、「あなた方を夫と妻とする」、「宣戦布告する」、「あなたはクビだ」等である。これらの文の発言は宣言になるためには字義的発言⁽¹⁰⁾だけでは十分ではない。なぜなら、本人以外の人がこれらの文の発言を単に報告を目的として行うことも可能だからである。そして、また、権威がないために、これらの宣言を行うことができない場合がある。例えば「この会議は中止だ」と発言したとしても、発話者が議長でないなら成功しない。サルは、宣言が成功するために必要な特性を以下のように示している。

- 1 . 言語外的制度。
- 2 . 制度の中で、発話者の地位や立場が特定のものであること。また、時々聞き手も特定の立場であることが要求される。
- 3 . 制度の中で、自然言語のある種の字義的文がある特定の宣言の遂行になるために必要な慣習。
- 4 . 発話者の発言を宣言にするために、文の発言において発話者が持つ意図が必要である。そしてそれが、命題的内容に対応するような事実を作り出す⁽¹¹⁾。

サ-ルによると、宣言とは命題的内容に対応する新しい事実を作り出すための言語行為なのである。例えば、「私はあなたに会いに行くことを約束する」や「私は雨が降っていることを陳述する」のような発言では、約束したり、陳述が行われたりといった新しい事実、すなわち言語学的事実が生み出される。しかし、議長が「会議は中止される。」のように発言したとしても、そこで作りだされる事実、すなわち会議が中止されるということは、言語学的事実とはいえない。それは言語学外の宣言と呼ばれる。だが、言語学的事実を作り出すことが行為遂行的と言うことはできる。なぜなら、人々の共通認識によって、発言のみによって言語外的制度も伴うからである。重要なことは、サ-ルによると、言語そのものが制度であり、力を持っているため、言語外的制度なしでも、発話者が宣言という行為遂行的発言を行うことが可能になるということである。

全ての行為遂行的発言は宣言であるが、全ての宣言は行為遂行的発言であるということではできない。例えば、「光あれ」のような発言は行為遂行的表現を含まないため、行為遂行的発言ではない。しかし、このとはあまり重要ではない。サ-ルによると、重要なことは、どの宣言が行為遂行的でどの宣言が行為遂行的でないかの区別ではなく、どの宣言が言語学的事実を作りだし、どの宣言が非言語学的事実を作りだすかなのである。

以上の議論により明らかになったことは、行為遂行的発言には字義的な意味だけが必要であり、言語学外の制度は必要ないということである。重要なのは、サ-ルによると、字義的な意味だけで行為遂行的発言が可能になるかどうかなのである。

6．字義的意味と行為遂行的発言

サ-ルは、行為遂行的発言が字義的であるために必要な条件を以下のように挙げている。

- 1． 行為を遂行しようとする意図の表明が適切な文脈の存在を前提にした上で、行為の遂行のために十分な行為の種類が存在することに気がつかないといけない。
- 2． 意図が意味の一部となるという考え方が適用可能な動詞の種類が存在することに気がつかないといけない。動詞によって規定された行為を発話者が遂行しているということは、発話者が意図的にそれを行ったということをも意味する。もしそれが意図的でないなら、行為者はそれをその記述のもとに行っていない。発語内の動詞はこの特性をもつ。例えば、私は意図なしに約束することはできない。もし私

が約束として意図していないなら、それは約束ではない。

3. ある特別な仕方自己言及的になる字義的発言の種類が存在することに気がつかなければならない。(中略)そのような発言は自己自身について言及するだけでなく、自己自身に対して執行的(Executive)である⁽¹²⁾。

以上三点を合わせて考えると、いかにして行為遂行的文が言語学的な宣言として発言されるのかが明らかになる。発語内行為を遂行するための意図を表明する方法は、行為遂行的文を発言することである。そのような文は自己言及的で、その意味は文の中で規定されている行為を遂行するための意図を含む。そのような文の例として挙げられるのが「私はここにおいてあなたが部屋から出て行くことを命令する」などである。この文に含まれる「命令する」という動詞は意図的な動詞である。そして命令することはそれを行おうとする意図の表明によって可能になる。また、この発言は「ここにおいて」という言葉によって自己言及的になり、執行的にもなる。

行為遂行的発言において発話者の意味は文の意味を含むがそれ以上のことも包含する。すなわち、動詞によって規定された行為の遂行を構成する意図である。このことは「ここにおいて」という言葉によって可能になる。この言葉によって文の意味と発話者の意味が一致する。

結論

以上の議論によって、陳述における自己言及的な意図が十分ではないということが明らかになった。サールはオースティンと陳述的立場の両方の言語学的直観を受け入れている。すなわち、「私はあなたに会いに行くことを約束する」という発言は約束という行為を行っているが陳述でもある。しかし、約束から陳述を導出することが可能なのに対し、陳述から行為遂行的発言を導出することはできない。サールは行為遂行的発言における陳述的側面を完全に否定しているわけではないが、意図的行為を指定する動詞、すなわち行為遂行的動詞には意味論的性質を帰属させていない。そのため、陳述的立場の論者とは一線を画すのである。

行為遂行的文脈で陳述であると意図することは、陳述を行う意図を保証するのに十分である。行為遂行的発言においては、発話者が自己言及性を意図的動詞の中に含ませるときに、意図は文の意味に含まれる。バックとハニッシュの行為遂行的発言の分析では、意味の問題にあまり重点が置かれていない。しかし、サールは意味の問題を行為遂行的発言の分析において強調することで、陳述的立場の理論を論駁している。

サールの理論は行為遂行的発言の中に含まれる動詞によって発言が力を持つということを主張している。そして、そのような動詞の力を引き合いに出すことで、陳述を行為遂行的とする理論には限界があり、行為遂行的発言の特殊性を見落としてしまったとする議論を展開したのである。

意図が文に含まれるというサールの考え方は曖昧な感じを与える。しかし、サールは字義の意味だけで行為遂行的発言が可能になることを主張している。意味論的現象が実際は意味論的次元を超えたものであるという点に行為遂行的発言の驚くべき特性を見出すことができる。この特性を理論的に浮き彫りにすることは困難であるが、日常的発話において、このような特性を行為遂行的発言は有するのである。行為遂行的発言は特殊なものであり、陳述と同じではないとする理論の方が我々の経験に忠実であると言うことができよう。

参考文献

- J・L・オースティン、『言語と行為』、坂本百大訳、大修館、1978。
Austin, J. L.: 1962, *How to Do Things with Words*, Harvard University Press, Cambridge, Mass.
Austin, J.L.: 1970, *Philosophical Papers*, Oxford University Press, Oxford.
Bach, K. and R. Harnish: 1979, *Linguistic Communication and Speech Acts*, MIT Press, Cambridge, Mass.
Ginet, C.: 1979, "Performativity", *Linguistics and Philosophy* 3, 245-65.
Lemmon, J. E.: 1962, "Sentences Verifiable by Their Use", *Analysis* 12, 86-9.
Lewis, D.: 1972, "General Semantics", in D. Davidson and G. Harman(eds.), *Semantics of Natural Language*, pp.169-218. D. Reidel Publishing Company, Dordrecht.
McCawley, James D.: 1979, "Remarks on the Lexicography of Performative Verbs", in *Adverbs, Vowels, and Other Object of Wonder*, pp.161-173, University of Chicago Press, Chicago and London.
Recanati, F.: 1987, *Meaning and Force*, Cambridge University Press, Cambridge.
Searle, J.R.: 1969, *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge University Press, Cambridge.
Searle, J.R.: 1979, *Expression and Meaning: Studies in the Theory of Speech Acts*, Cambridge University Press, Cambridge.
Searle, J.R. and D. Vanderveken.: 1985, *Foundations of Illocutionary Logic*, Cambridge University Press, Cambridge.
Searle, J.R.: 1989, "How Performatives Work", in *Basic Topics in the Philosophy of Language*, M.Harnish(eds), pp.74-95, Harvester Wheatsheaf.
Warnock, G.J.: 1973, "Some Types of Performative Utterance", in I. Berlin et al.(eds), *Essays on J. L. Austin*, pp.69-89, Clarendon Press, Oxford.

註

- (1) この考えを初めに提示したのは、Lemmon(1962)。他に行為遂行的発言を陳述とする立場のものとして、Ginet(1979)、Lewis(1972)、McCawley(1979)等が挙げられる。(cf. J.R.Searle, "How Performatives Work.")
- (2) 様々な発語内行為に共通する発話内容。
- (3) 事実確認的発言とはオースティンの造語である。行為遂行的発言に対立するものである。陳述とほぼ同義とみなしてもさしつかえないだろう。
- (4) オースティンが初め行為遂行的発言を分類した際に念頭にあったのは、法的行為であった。言語が慣習を通じて行為になるある種の発言のみが行為遂行的で、全ての発言は行為遂行的であると考えよう

になったのは後々のことである。前期と後期のオースティンの考えを比較し、サールの言うような言語学的行為（linguistic act）を初めオースティンが考えていたわけではないとする批判を行ったのは Warnock(1967, p.70)である。この論考は、言語は行為であるとする、後期オースティンの考えに関わりが深い。なお、サールは行為遂行的動詞を含む発言、すなわち顕在的行為遂行的発言(Explicit Performative Utterance)を行為遂行的発言として考えている。

(5) Bach and Harnish(p.208).

(6) Searle(1989, p.77). 自己保証性とはサールの造語である。字義的発話を行うこと、すなわち字義的意味を意味することによって発言に力が付与されることを自己保証性という。

(7) Searle(1989, p.78).

(8) Searle(1989, p.82).

(9) Searle(1989, pp.82-83).

(10) ここでいう字義的意味とは陳述を行為遂行的とする場合に考慮される意味のことである。サールはグライス流に発言の理解によって行為が遂行されるのではなく、発話者と発言の関係を強調しているものと考えられる。

(11) Searle(1989, p.85).

(12) Searle(1989, p.88).

〔哲学修士課程〕